

機構との間の仕様書案の修正経緯について（機構の意見等の関係について確認を行った部分）

<仕様書案>

関係職員への聴取によると、仕様書案の調整に関して、機構には（短期集中特別訓練事業とスキームが共通する）求職者支援制度を所管する立場から、よりよい仕様書を作成するために協力いただいたという認識である旨のコメントが確認された。

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑）	確認結果
5 委託業務の内容	5 委託業務の内容	5 委託業務の内容	5 委託業務の内容
(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定
④ 培養実施状況等の確認・報告 ④ 培養実施状況の確認 ア 培養計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。 イニシエイティング①及びジョブ・カード交付の支援等を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言等を行うこと。 (以下略)	④ 培養実施状況等の確認・報告 ④ 培養実施状況の確認 ア 培養計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。 イニシエイティング②、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言等を行うこと。 (以下略)	④ 培養実施状況等の確認・報告 ④ 培養実施状況の確認 ア 培養計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。 イニシエイティング③、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言等を行うこと。 (以下略)	④ 培養実施状況等の確認・報告 ④ 培養実施状況の確認 ア 培養計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。 イニシエイティング④、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言等を行うこと。 (以下略)

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑）	確認結果
支援員を実施機関に派遣するほか、キャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を通じ受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。	発支授員を実施機関に派遣するほか、キャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を通じ受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。	イングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。	番的におかしいとの企官の発意によるものであり、内容的にも機構からの質問に対応した内容ではない。
なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。	なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。	なあ、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。	(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。
(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	
(4) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整	(46) ①積極的な周知広報	(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整	●本事業の予算においては広報経費としてボスターはパンフレットしか積算しておらず、本来行うべき修正であった。 ●基金訓練の時は周知広
① 積極的な周知広報	① 積極的な周知広報	① 積極的な周知広報	
本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リー	本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、キーパージ等への広告掲載、③ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リー		

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑）	確認結果
フレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。	フレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。	について、幅広く周知広報すること。	報について協会又は本省で行っていた。
② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記⑤(1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に限無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下、「支部」）が設置されていること。 また、各都道府県支部には、業務④統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。 支部の設置、並びに業務③統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～⑦を踏まえ、設置及び配置すること。 (以下略)	② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記⑤(1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に限無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下、「支部」）が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。 支部の設置、並びに統括マネージャー、訓練実施指導員及び職業能力開発支援員の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。 アドバイザー能力開発支援員④の配置にあたっては、以下の①ア～⑦キ④を踏まえ、設置及び配置すること。 (以下略)	●「職業能力開発アドバイザー」から「能力開発支援員」への名称修正については、ハローワーク相談員の名称にアドバイザー等が付くものが多いため修正したもの。 ●機構職員の修正案は、仕様書案が、一部のみ「職業能力開発アドバイザーワーク員」となっていたことから「能力開発支援員」となっていたことから、その他の修正漏れを指摘したもの。	●経過措置に係る経費について、予定価格に計画期間以外も含むのであるばそれが分かるような記載をしないと仕様書として成立しないと考えたもの。 ●事業終了後の経過措置分については別途契約で
7 留意事項等 (4) 事業の終了とは、平成26年3月31日に開始する訓練をもつて訓練終了となるものであること。	7 留意事項等 (4) 本公示において、事業実施期間は平成27年3月31日まで、事業委託予定期額は2,000,035千円としているが、事業は平成27年3月31日までに開講した短期訓練に係る業務が終了するまで実施を予定していること。事業の終了とは、平成26年3月31日に開始する訓練をもつて訓練終了となるものであること。	7 留意事項等 (4) 本公示において、事業実施期間は平成27年3月31日まで、事業委託予定期額は2,000,035千円としているが、事業は平成27年3月31日までに開講した短期訓練に係る業務が終了するまで実施を予定していること。事業の終了とは、平成26年3月31日に開始する訓練をもつて訓練終了となるものであること。	(→ 2/21 最終版において7(4)は削除。)

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑）	確認結果
			よいと予算要求元である職業安定局に確認し、削除したもの
2/19 第3版に対する機構修正案（修正赤）	2/20 第4版（修正赤）、第5版（修正紫）	2/20 第6版（修正青）、最終版（修正緑）	●現行の求職者支援制度業務取扱要領にも同様の趣旨の規定があり、求職者支援制度との整合性を図つたもの ●原案では、例えばA社が介護の訓練と警備の訓練をしていた場合、違う職種でも同じ都道府県内で、両方合わせて就職率が30%未満となること。 なお、当該実施機関が実施する同一分野に係る都道府県の区域内の2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が30%未満となつた場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。
5 委託業務の内容 (2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定	5 委託業務の内容 (2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定	5 委託業務の内容 (2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定	<p>② 就職実績低調な短期訓練に対する措置</p> <p>事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となつた等の場合であつて、当該実施機関がその後、同一分野に係る訓練コースの実施を予定しているときには、訓練就職率が向上するよう、訓練計画の見直し及び就職支援体制の整備等に関する改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。</p> <p>なお、当該実施機関が実施する同一の都道府県の区域内の2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が30%未満となつた場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。</p> <p>コメント① 「同種の訓練コース2コース以上」等の記載としない場合、認定申請を行えなくなる可能性が高くなると思われますが、このままの記載でよろしいでしょうか。</p>

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 2 月 19 日

厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平

1 企画競争に付する事項

(1) 業務名

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務

(2) 業務の趣旨・内容

現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。

特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。

このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。

2 参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- ③ 各都道府県に拠点を有していること。
- ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。
- ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。

3 契約候補者の選定

「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月17日（月）～2月27日（木）までの
土日祝日を除く17時まで
- (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」
なお、郵送等による発送は行わない。

5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先
下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで

6 企画競争に関する説明・相談会の開催

- (1) 日時 平成26年2月26日（水）14時
- (2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室
※ 当日は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課
(15階入り口1505)へお越しください。
- (3) 参加希望者は、2月24日（月）15時までに登録を行うこと。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年3月4日(月) 12時
- (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館15階

担 当：担当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課

計画認定係長 杉森(すぎもり)

電 話：03-5253-1111(内線5929)

F A X：03-3502-2630

職発 1125 第 1 号
能発 1125 第 1 号
平成 25 年 11 月 25 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省
職業安定局長
(公印省略)
職業能力開発局長
(公印省略)

求職者支援制度業務取扱要領の一部改正について

求職者支援制度の実施については、平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」別添「求職者支援制度業務取扱要領」（以下「要領」という。）によることとしているところであるが、今般、別添のとおり、当該要領の一部を改正することとした。

その内容は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、その効果的かつ的確な実施について遺漏なきようお願ひする。

(以下省略)

別添「求職者支援制度業務取扱要領」(抄)

02054 (4) 過去に実施した求職者支援訓練等の実績に関する事項

申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る求職者支援訓練又は基金訓練を行った場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。

- ① 連続する3年の間に同一の都道府県の区域内において2コース以上の求職者支援訓練を行った場合(当該2コース以上の求職者支援訓練が終了した日が連続する3年の間にある場合に限る。)には、当該訓練の修了者等の就職率が、

- ・ 基礎コース : 45%未満
- ・ 実践コース : 50%未満

でないこと。

なお、過去に同一の都道府県において同一分野に係る求職者支援訓練を行った際の修了者等の就職率が上記の水準となった場合は、その後最初に当該都道府県で当該求職者支援訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率の改善に関する求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る改善計画書(様式A-17)の提出を求める(02111参照。なお、提出なき場合は不認定となる。)

02100 10 訓練実施状況の確認等

02101 (1) 訓練実施状況の確認等

機構は、全ての求職者支援訓練の実施期間中に、概ね月1回を目途に関係職員等をして、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行わせ、的確に行われていない場合には、必要な指導、助言を行うものとする。また、初回の調査の際には、受講申込者に対する選考及び合格者の決定が適切に実施されているか確認し、的確に行われていない場合には、必要な指導を行う。

訓練実施機関は、求職者支援訓練の実施期間中に、中途で退校した者及び退校処分とした者について、機構センター及び安定所に報告することとしているので、機構センターは、漏れなく報告がされているか確認し、的確に行われていない場合には、必要な指導を行う。

機構が訓練実施機関に対して上記の指導を行ったが、当該指導事項が改善されたと認められなかった場合は、認定職業訓練実施奨励金の不支給要件に該当し得るため、当該訓練実施施設の所在する都道府県の労働局に対して、求職者支援法に基づ

く職業訓練の認定取消検討依頼（様式A-26）により、認定取消しの判断を依頼するものとする（02070 参照）。

02110 1 1 就職実績が低調な訓練コース等に対する措置

以下の場合は訓練実施機関から機構センターに対し、改善計画の提出が必要となる。

02111 (1) 02054①に定める場合。このとき提出する改善計画は、様式A-17によるものとすること。

キャリア・コンサルタントについて

- キャリア・コンサルタントは、個人の適性や経験等に即した職業選択や能力開発を支援する相談(キャリア・コンサルティング)を行う人材であり、「キャリア・コンサルティング技能士」、「標準レベルキャリア・コンサルタント」、「ジョブ・カード講習を修了した「登録キャリア・コンサルタント」から成る。
- 平成24年度末現在のキャリア・コンサルタント養成数は、約81,000人。

キャリア・コンサルティング技能士(1級・2級)

- 技能検定職種のひとつとして実施されているキャリア・コンサルティング技能検定(1級(指導レベル)及び2級(熟練レベル))合格者。全国で約4千人(平成24年度末現在)

標準レベル キャリア・コンサルタント(キャリア・コンサルタント能力評価試験合格者等)

- キャリア・コンサルタント養成講座(140時間)。厚生労働省が示した養成モデルカリキュラム(※)を満たすものを受講等を経て、キャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者等。
※ キャリア・コンサルティングを行うための基本的知識やスキル(キャリア理論、カウンセリング理論、職業能力開発、人事労務管理・労働関係法の知識、カウンセリング・スキル、適性検査等)
全国で約3万7千人(平成24年度末現在)

登録キャリア・コンサルタント(ジョブ・カード講習受講者等)

- ジョブ・カード講習(※)(8時間程度)を修了した者等。
※ ジョブ・カード制度の概要、ジョブ・カードの作成支援、交付方法等
※ キャリア・コンサルタント有資格者のほか、人事・労務関係業務の経験がある等一定の要件を満たす者も受けきことができる。

- 登録キャリア・コンサルタントのみがジョブ・カードを交付できる。 全国で約4万2千人(平成24年度末現在)

- 登録キャリア・コンサルタントのうち、上記有資格者ではない者は、雇用されている機関内においてしかジョブ・カードを交付できない。

短期集中特別訓練実施に係る整理事項

1 厚生労働省、中央職業能力開発協会及び(独)高・障・求機構の3機関による役割・責任分担について

- 短期集中特別訓練については、平成25年補正予算により措置された厚生労働省の事業であり、その事業趣旨、実施根拠等に係る説明責任、制度設計等に係る企画立案責任を厚生労働省において負う。
- 当該事業実施に当たっては、訓練等の支援策を提供する事業者の審査などに一定期間を要することから、速やかに必要な支援を実施することが効果的との考えのもと、補正予算で措置されたもの。
あわせて、途切れることなく連続的に実施することが必要であることから基金事業としたもの。
- したがって、基金造成(積み増し)先である中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)においては、基金運営管理を適切に行うとともに、国に代わって本事業全体を運営する役割と責任があり、国は協会に対して指導・監督を行う。
また具体的な事業運営に当たっては、協会は訓練認定、訓練奨励金等支給決定の役割及び行った訓練認定、支給決定について責任を負うとともに、業務委託先である(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)の委託業務に係る管理・指導を行う。
- 機構においては、厚生労働省が定めた認定基準及び業務取扱要領、奨励金支給要領等に基づき適切に事前審査を行うこと、各地域において必要な訓練を確保すること、訓練実施機関に対する必要な支援を行うこと、訓練が適切に行われるよう訓練実施機関に必要な指導を行うこと等当該事業による職業訓練を積極的に推進するため、協会が委託した事業を適切に行う役割と責任を負う。

協会からの業務委託に際して、機構を選定した責任は厚生労働省において負う。

- ・ 例えば仮に当該事業が順調に進捗せず、訓練実施実績が低迷した場合、地域における訓練機会の確保については機構が、受講者の確保については労働局・ハローワークが連携して事態の改善に向けて取り組む必要があるが、制度設計上の問題については厚生労働省において説明責任を負うもの。

また、例えば仮に、不正受給事案が生じた場合、機構においては要領等に定められた通りに適切に審査されたものを、協会において会長が適切に判断し、訓練認定、支給決定しているもの、又は、機構においては要領等に定められた通り適切に実施状況確認等を行い、不正防止に取り組んでいるものであれば、不正防止対策に係る制度設計上の瑕疵として厚生労働省において当該事案に係る説明責任を負うもの。

2 不正受給防止に係る取組について

- ・ 機構において訓練計画を認定した全ての訓練実施機関に対して、訓練期間中概ね月1回以上を目途に実施状況の確認を行っていただき、その上で疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努めることとしている。
- ・ よって、今後発出する業務取扱要領においても都道府県労働局に対しても、機構から疑義等の情報提供があった場合、機構と連携して事実確認に努めるとともに、必要に応じて労働局単独による抜き打ち調査を実施するよう指示する予定である。
- ・ なお、認定される訓練実施期間の多くが1ヶ月の訓練となることも想定されることから、1ヶ月訓練については「概ね月1回を目途」としている実施状況確認を確実に行っていただくようお願いする。

【公正取引委員会HP 「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等
関与行為防止法～」より抜粋】

最近の入札談合等関与行為防止法刑事事件例

番号	発注機関名	事件概要
1	国立感染症研究所 (平成 22 年)	国立感染症研究所の職員は、庁舎改修工事の入札に関し、予定価格を漏えいしたなどとして、第 8 条及び収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 3 年）及び追徴金 200 万円の判決を受けた。
2	埼玉県さいたま市 (平成 22 年)	さいたま市の職員は、施設修繕工事の入札に関し、業者に設計金額や見積り参加者名を漏えいするなどし、その謝礼を受け取ったとして、第 8 条及び収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 4 年）及び追徴金 75 万円の判決を受けた。
3	特殊法人日本年金機構 (平成 22 年)	日本年金機構（旧社会保険庁）の職員は、年金記録照合の業務委託に係る入札に関し、入札日前に入札予定価格が推測できる予算関係資料を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、罰金 80 万円の略式命令を受けた。
4	滋賀県大津市 (平成 22 年)	大津市の職員（2 名）は、病院清掃管理委託業務の指名競争入札において、特定の会社に有利な指名選定案を作成し、同社に指名業者や予定価格を漏えいしたとして、第 8 条及び競売入札妨害罪に問われ、それぞれ罰金 70 万円又は 50 万円の略式命令を受けた。
5	国土交通省 (平成 23 年)	国土交通省九州地方整備局のダム工事事務所の職員は、光ケーブル敷設工事の調査基準価格を、工事を落札した A 社に対し、同社に資材を納入している B 社の幹部を通じて伝え、B 社から現金 400 万円を受け取ったとして、第 8 条及び収賄罪に問われ、懲役 2 年 6 ヶ月（執行猶予 4 年）及び追徴金 400 万円の判決を受けた。
6	北海道池田町 (平成 23 年)	池田町の職員は、町立中学校の校舎と体育館の建て替え工事の指名競争入札において、特定の共同企業体（JV）が落札できるよう指名業者を選定し、同 JV に落札させたなどとして、第 8 条及び競売入札妨害罪に問われ、罰金 100 万円の略式命令を受けた。
7	林野庁 (平成 23 年)	林野庁近畿中国森林管理局の職員（3 名）は、森林整備事業等の総合評価落札方式の競争入札において、本来会社が作成して提出すべき技術提案書を特定の会社のために作成したほか、同社に対して予定価格を算出できる単価を漏えいし、その見返りとして商品券等を受け取るなどしたとして、第 8 条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、それぞれ懲役 2 年（執行猶予 4 年）及び追徴金約 23 万円、懲役 2 年（執行猶予 4 年）及び追徴金約 21 万円、懲役 2 年 6 ヶ月（執行猶予 4 年）及び追徴金約 75 万円の判決を受けた。

番号	発注機関名	事件概要
8	香川県高松市 (平成 23 年)	高松市の職員は、同市内の公園における舗装工事の一般競争入札において、特定の会社に対して最低制限価格の算出根拠となる予定価格などを電話で漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、罰金 100 万円の略式命令を受けた。
9	栃木県日光市 (平成 24 年)	日光市の職員は、同市内の配水池新設工事の一般競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいし、その謝礼として商品券を受け取ったとして、第 8 条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、追徴金 10 万円の判決を受けた。
10	福岡県糸島市 (平成 24 年)	糸島市の職員は、旧前原市が発注した下水道工事の条件付き一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格に近い額を漏えいして同社に落札させたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
11	群馬県明和町 (平成 24 年)	明和町の職員は、同町が発注した下水道工事の指名競争入札において、特定の会社に対して指名業者名や予定価格を漏えいし、その見返りとしてゴルフクラブセットや現金 20 万円を受け取ったとして、第 8 条及び収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、追徴金約 38 万円の判決を受けた。
12	鹿児島県鹿児島市 (平成 24 年)	鹿児島市の職員は、同市が発注した街路樹維持管理業務委託の指名競争入札において、会社が示した見積金額のうち予定価格に近い金額の書かれた書面を指差して教え、その会社に落札させたとして、第 8 条違反に問われ、罰金 50 万円の略式命令を受けた。
13	静岡県 (平成 24 年)	静岡県の職員は、同県が発注した設備点検委託業務の指名競争入札において、特定の会社に対して業務の入札価格の基となる設計価格を漏えいしたほか、別の会社に対して同県が発注する業務の設計価格等を漏えいするなどし、その見返りとしてテレビを受け取ったとして、第 8 条、収賄罪等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
14	防衛省 (平成 25 年)	防衛省の職員（2 名）は、同省が発注した次期多用途ヘリコプター「UH-X」開発の企画競争入札において、特定の会社に対して仕様書案や競合他社の内部資料を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、それぞれ罰金 100 万円の略式命令を受けた。
15	千葉県 (平成 25 年)	千葉県の職員は、同県が発注した交通安全対策工事の指名競争入札において、特定の会社に有利な指名業者選定案を部下に作成させ、入札の参加業者を決めるなどしたとして、第 8 条及び公契約関係競売入札妨害罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
16	公立大学法人下関市立大学 (平成 25 年)	下関市立大の職員は、同大学が発注したトイレ改修工事の指名競争入札において、特定の会社に入札参加業者を選定させたとして、第 8 条及び競売入札妨害罪に問われ、罰金 100 万円の判決を受けた。

(注) 報道により公正取引委員会が把握しているものを記載している。

平成24年2月6日
近畿中国森林管理局

広島森林管理署事案原因究明委員会報告書（概要）

1 事業の概要

- 平成23年8月から10月にかけて元広島森林管理署職員3人（内本好則、谷口美敏、山崎太）及び請負業者（有）春貝地木材 代表取締役 春貝地利光（以下「業者（春貝地）」という。）が、森林整備事業の入札に関する加重収賄・贈賄等容疑で逮捕され、その後全員が起訴されて、平成24年1月には元広島森林管理署職員3人に対して有罪判決が言い渡され、同年2月2日には業者（春貝地）に対しても有罪判決が言い渡された。また、別途、職員3人には懲戒処分（免職）が行われた。
- 近畿中国森林管理局では、本事案の事実関係を把握するため、職員に対する聴き取り調査を実施するとともに、第三者委員を含めた「広島森林管理署事案原因究明委員会」を設置し、発生原因の究明と再発防止策等について検討を行い、本日、報告書を取りまとめた。

2 聽き取り調査の概要

- 広島森林管理署職員（平成12年度以降の在籍職員）及び近畿中国森林管理局全職員に対する聞き取り調査を行った結果、36人が業者（春貝地）からの飲食接待、中元・歳暮の受領等の倫理規程に違反する行為を行うとともに、14人が業者（春貝地）に対して便宜供与を行ったことを確認した。

〈非違行為の内訳〉

○ <u>国家公務員倫理規程に違反する行為</u>	36人
・飲食接待	30人
・割勘飲食	5人
・中元・歳暮の受領	17人
・その他物品等の受領	7人
・旅行	2人
○ <u>業務の不適正行為（業者に対する便宜供与）</u>	14人
・技術提案書の作成代行	2人
・競争参加資格確認申請書等の作成代行	4人
・予定価格等の漏洩	4人
・入札参加者情報の漏洩	2人
・事業完了届の作成代行	4人
・その他便宜供与	3人
・社印の使用代行	10人

- (注) 1. 非違行為の内訳の人数は一部重複している。
 2. 国家公務員倫理規程に違反する行為の36人には、逮捕された職員3人及び退職者1人を含む。
 3. 無許可の割勘飲食は、平成17年3月以前の国家公務員倫理規程に違反する。

- 聴き取りでは、次のことが確認された。
 - ・ 飲食接待等は、すべて業者（春貝地）からの誘いによるものであつたこと
 - ・ 業者（春貝地）が、飲食接待等を行い、職員に技術提案書等の作成や予定価格の漏洩を行わせていたこと
 - ・ 広島森林管理署内に（有）春貝地木材の社印が預けられており、職員が社印を使用して書類作成の代行を行っていたこと
 - ・ これらの行為に関わっていたのは、広島森林管理署在籍職員のみであったこと

3 事案の発生の背景・原因

- 本事案が発生した背景・原因については、次のように分析した。
- (1) 広島森林管理署の組織風土とガバナンス機能の欠如
 - ・ 隨意契約の時代から業者（春貝地）を特別扱いする組織風土が形成され、これを背景として、長年にわたり業者（春貝地）が職員に接待等を行うことで職員が業者（春貝地）に便宜を図るという不適正な関係が継続していた。
 - ・ 多くの職員が業者（春貝地）の接待等に応じていたにもかかわらず、署の管理職が事態を把握できず十分な指導も行われないという組織のガバナンス機能の欠如がみられた。
- (2) 業者（春貝地）からの巧妙かつ執拗な誘い
 - ・ 職員に対する接待等の誘いは、すべて業者（春貝地）からもちかけられたが、業務の打ち合わせと言ったり、他の職員も飲食していると言ったり、既に接待に応じている者を同席させるなど、巧妙で、職員が何度も断っても誘い続けるなど執拗なものであった。
- (3) 広島森林管理署の職員のコンプライアンス意識の欠如
 - ・ 多くの職員が倫理規程等に違反することを認識しながらも、他の職員が接待に応じていることで業者（春貝地）からの誘いを断ることができず、また、一度接待に応じることで次の誘いを断れなくなるなど、職員のコンプライアンス意識が欠如していた。

4 再発防止策

- 今回の事案の発生の背景・原因の分析を踏まえ、事案の再発を防止するための方策を次のとおり取りまとめたので、近畿中国森林管理局において実施する。

(1) コンプライアンスの強化

広島森林管理署における業者（春貝地）との長年の不適正な関係により形成された組織風土の下で、職員のコンプライアンス意識や組織としてのガバナンスが欠如していたことを踏まえ、職員及び組織の公務員倫理、発注者綱紀保持等に関するコンプライアンスの強化を図る必要がある。

- ・ 毎年の農林水産省倫理啓発週間（例年7月）における全職員を対象とした倫理チェック、研修等の実施

- ・ 毎年の国民視点確認月間（9月）におけるリスクマネジメントの観点からの全局署における業務点検の実施
 - ・ 倫理に関する処分事例、外部通報の内容等の職員への周知
 - ・ 新たに就任する森林管理局部長、森林管理署（所）長及び次長に対する内部管理等に関する研修
 - ・ 外部通報窓口の国民に対するわかりやすい提示
 - ・ 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底
 - ・ 職員に不当な働きかけを行う業者のHPでの公表
 - ・ 職員の人事評価の機会を活用した倫理・コンプライアンスの確保
- 等

(2) 森林管理署の業務の適正化

業者（春貝地）からの依頼により、業者が作成すべき書類の作成代行や予定価格情報の漏洩が発生したことを踏まえ、業務の適正化を図るための業務手続き等の見直しを図る必要がある。

- ・ 造林事業、生産事業に係る郵便入札による試行的実施（近畿中国森林管理局）
 - ・ 総合評価落札方式に関する事業体への説明会の開催、制度の趣旨の徹底
 - ・ 入札等に関する質問の対応窓口の局への一元化及びHPでの公開
 - ・ 発注者綱紀保持委員会及び入札監視委員会の機能強化、抜き打ち監査の実施
 - ・ 予定価格の積算と決定の決裁の分離、決裁者の限定、積算資料へのアクセスの制限
 - ・ 造林事業、生産事業の予定価格及び落札率の事後公表
- 等

(3) 近畿中国森林管理局の森林管理署等に対する指導・監督の強化

近畿中国森林管理局の広島森林管理署に対する指導・監督が不十分であったことを踏まえ、森林管理署等における入札・契約業務等に対する近畿中国森林管理局の指導・監督の強化を図る必要がある。

- ・ 署職員が倫理に関する相談等を局に直接連絡する仕組みの創設
 - ・ 外部通報等への対応ルールの徹底
- 等

(4) 再発防止策の実施

- ・ 再発防止策は、実行体制の整ったものから順次実施していく必要がある。
- ・ 国家公務員倫理法等の違反職員（既処分者3人以外）に対しても、速やかに厳正な処分を行う必要がある。

平成25年7月31日
防衛省陸上自衛隊新多用途ヘリコプター（UH-X）開発事業の企業選定に
係る事案に関する調査報告書の概要について（1／2）

事案の概要

- 平成24年4月頃、防衛省は、平成23年度から行っているUH-X開発事業に関し、その受注過程において不正が行われているとの情報を得た。防衛省内での調査の結果、技術研究本部技術開発官(航空機担当)付第1開発室(以下「航開1室」という。)に在籍していた職員が、UH-X開発に係る企画競争(注1)において、川崎重工業(株)(以下「川重」という。)の提案が採用されるようにするために不正を行っていた事実を確認し、この調査結果を東京地方検察庁に説明した。(同年9月27日、防衛省は東京地方検察庁に刑事告発)
- 同年12月20日、UH-X開発事業に関して、当時の関係者である幹部自衛官2名が官製談合防止法違反(注2)の罪で東京簡易裁判所に略式命令請求された。
- 同日、防衛省は、UH-X開発事業の企業選定に係る事案調査・再発防止委員会を設置。事実関係の調査、背景・原因の解明及び再発防止策の検討を開始した。

事実関係調査結果（不正の態様）

- 不正の態様
 - 航開1室は、UH-Xの機種候補としては複数の企業が提案した機種があり、その企業選定が企画競争で行われると認識。
 - しかしながら、航開1室は、開発する後継機種は、技術研究本部が川重と過去に開発した陸自観測ヘリコプター(OH-1)の技術が継承でき、また、他の候補機種(注3)よりも技術的に優れているとの理由から、川重が提案するOH-1ベースの改造開発機が選定されるべきと独自で判断。
 - 航開1室では、川重が企業選定において選ばれるよう、川重案である「OH-1ベース開発案」では実現できても富士重工業(株)(以下「富士重」という。)案である「UH-1Jベース開発案」では実現困難と見込まれる内容を仕様書等(注4)に盛り込む作業(仕込み)を実施。
- 仕込みの内容
 - 航開1室長の下、様々な指示が出され、航開1室では、企画競争の実施前に川重に仕様書等の案を手交し、チェックを依頼し、また場合によっては川重からの要望を取り入れ案文を修正する等の作業を実施。
 - また、航開1室は、時には、競合他社(富士重)の営業秘密が含まれる調査書(注5)の一部を川重に手交し、富士重には答えられない内容で評価に差がつくような技術提案要求書案及び評価基準案作りを依頼した。

陸上自衛隊新多用途ヘリコプター（UH-X）開発事業の企業選定に 係る事案に関する調査報告書の概要について（2／2）

再発防止策

- 事業者との接触の適正化
 - 研究開発等において公正な競争を歪める行為を具体的に明示した対応要領の整備、教育の徹底
 - 事業者との接触時の記録の徹底
- IPT（Integrated Project Team）による一元的な事業管理
 - IPTに事業管理、事業推進に係る総合調整などの業務を掌理するプロジェクトマネージャーを設置
 - 防衛技術基盤の維持・発展の観点の取扱い等について検討
- 仕様書等策定における適正性の確保
 - 仕様書等の作成過程における民間企業からの情報収集などの手続きを透明化、明確化、標準化
 - 仕様書等作成業務における民間企業からの支援を受けることができる体制の整備
- 技術研究本部内の業務プロセスの改善
 - 潜在的競合事業者を早期に把握する仕組みの具体化
 - 開発部局と研究所の連携の強化
- 指名停止措置要領（案）への反映
 - 入札談合等関与行為防止法（官製談合）違反を認識しながら加担した場合を指名停止対象行為として追加

（注1）企画競争：複数の者に提案書の提出を求め、その内容について審査し、契約の相手方として最適な者を特定する方法。

（注2）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（抄）

（職員による入札等の妨害）

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

（注3）他の候補機種：富士重工が提案する陸自多用途ヘリコプター（UH-1J）ベースの改造開発機

（注4）仕様書等：仕様書等とは、仕様書、技術提案要求書及び評価基準書を指す。

【参考】仕様書：調達しようとする装備品等の仕様を記載した文書

技術提案要求書：企業に対し、性能、所要経費、後方支援等に関する資料を含めた提案書の提出を求める文書

評価基準書：企業から提出された提案内容の分析・評価の基準を定めた文書

（注5）調査書：事業等の内容を概ね定めるために、事業等に参加する能力を有する企業等から事前に聴取する資料

企画競争において官製談合防止法第8条が適用された事業(※)との比較

※平成25年7月(防衛省)「陸上自衛隊新多用途ヘリコプター(UH-X)開発事業の企業選定に関する事案に係る事業案と本件事業との比較を厚生労働省において整理したもの。

官製談合防止法第8条が適用された事業	今回の事業
職員の行為及び実施時期	
特定企業等との公示前の接触 調達対象事業のみと接觸、打ち合わせをしていた事を確認 該特定企業のみと接觸、打ち合わせをしていた事を確認 認認	<ul style="list-style-type: none"> 事業に関して、機構担当者等と面談による接觸を2回確認。 (平成25年12月9日：平成26年2月17日)
仕様書案の手交 特定企業に対する平成23年2月(公示7ヶ月前)以降 繰り返し手交、チェックを依頼していった事を確認	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書案を公示前日に情報提供し、チェック依頼(2/18～2/21) ※求職者支援訓練を実施する機構に相談する趣旨
仕様書案の修正 特定企業の要望を取り入れ案文を修正した事を確認 ※特定企業の案では実現できても競合他社の案では 実現困難と見込まれる内容を仕様書に盛り込む作業 (仕込み)を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 機構からの修文案等に基づき、仕様書案を一部修正。多くが誤記の修正や表記の適正化 に係るもの。 同時に厚労省内部でも検討・調整が行われ、仕様書案を修正。 内容に關わる実質的な修正部分についても、求職者支援訓練の実施要領の表記に合わせたものや、予算の根拠のない記載の訂正など、内容・表現の適正化・明確化を図るものであり、機構が競争上優位に立つと判断できる修正ではない。
競合他社の情報漏えい その他の中間関係書類の 手交	<ul style="list-style-type: none"> 競合他社の営業秘密が含まれる調査書を特定企業に 手交した事を確認 なし
	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案要求書の骨子が記述された文書を手交し、 コメントの依頼を実施(公示10ヶ月前(平成22年11 月)以降随時) 評価基準の骨子が記述された文書を手交し、コメント の依頼を実施(公示10ヶ月前(平成22年11月)以降 随時) 技術提案要求書の案はない。 評価基準の案は渡していない。

	官製談合防止法第8条が適用された事案	今回の事業 不正が行われた背景
競合他社の存在	あり	なし
不正行為を選択する理由		補正予算として事業の早期執行が求められる中、当事者に ・過去の基金訓練の経緯から、本事業が入札不調となることへの懸念 ・事業スキームの詳細検討に際して、求職者支援制度における訓練認定業務の実施者たる 機構の意見活用等の期待 があつたことを確認。

予算執行に関するガバナンス体制の点検項目及び結果

項 目	点検結果
1 文書管理等について <ul style="list-style-type: none"> ① 公示（訂正等の場合を含む。以下同じ。）、募集要領、仕様書について、部局長の決裁を経ているか。 ② 決裁が終了していない段階で、公示をHPに掲載していないか。 ③ HP等に掲載した公示内容を、訂正等の公示を経ずに訂正等を行っていないか。 	<p>○不適切な事例は認められない。</p>
2 情報収集等について <ul style="list-style-type: none"> ① 公示の前に、事業内容の検討のために事業者から情報収集を行った場合には、その内容について、課室長に報告するとともに、書面により記録を残しているか。 ② 公示案又は仕様書案を、公示前に特定の事業者に渡したり説明したりしていいか。 ③ 公示後、契約を締結するまでの間に、特定の事業者のみに情報提供を行っていないか。 	<p>○複数の事業者から情報収集し、室長への報告もしているが書面による記録を残していないもの。（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度医療情報普及推進事業 ・医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業 ・医療情報システムの相互運用性確保のための普及啓発事業 ・地域医療連携の普及に向けた健康情報活用基盤実証事業 <p>○事業者から情報収集し、課長への報告もしているが、書面による記録を残していないもの。（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サリドマイド使用登録・管理事業の運用業務 (平成24年2月にサリドマイド被害者団体から改善要望が出されたため、平成24年6月に本事業の契約者から、システム改修に係る所要経費などについて情報収集を行ったが、結果として25年度予算要求にも反映していない。) <p>○不適切な事例は認められない。</p> <p>○不適切な事例は認められない。</p>
	注) 再点検(は)、平成25年度に予算措置されたもののうち、企画競争として公示した445件について調査したものである。